

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

企業実務

4

2021 No.840

特別記事

テレワークでの働き方に連動した 「賃金制度」を考える

経理・税務

インボイス制度導入による
影響を把握しておこう

人事・労務

中小企業でも
始めたい 労働保険・社会保険の電子申請

総務・法務

コロナ禍で増えている
「オフィスの引越し」
その段取りとチェックリスト

別冊付録

独自の販売ルートを構築!

中小企業の「Webサイト」運用術

インボイス制度 導入による影響を 把握しておこう

2023年10月より消費税の「インボイス制度」が実施される予定になっています。発行事業者としての登録申請がことしの10月から始まりますが、あらためてインボイス制度をおさらいし、業務への影響を確認します。



公認会計士税理士甲田拓也事務所

公認会計士・税理士

公認会計士

甲 田 拓 也 成 田 悠

インボイス制度の あらまし

(1) 現行制度「区分記載請求書等 保存方式」

まずは、消費税の現行制度についておさらいしましょう。

消費税法上、消費税の算出において、控除する仕入税額については、取引先が発行した請求書等の客観的な証拠書類の保存が控除の要件とされています。この経理方法を「請求書等保存方式」といいます。

現行の請求書等保存方式は、「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれるもので、2019年10月の消費税率の引上げと軽減税率の導入にあわせ、従来の請求書等保存方式に一部変更を加えて導入されました。具体的には、請求書類と帳簿それぞれに、従来の請求書等保存方式で求められていた記載事項に加え、軽減税率対象品目についてはその旨および税率ごとの取引金額の合計の記載が求められるようになっていきます。

(2) インボイス制度「適格請求書 等保存方式」

現行制度に代わって、2023

年10月から導入されるのが「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」です。

貿易業務に従事する人の場合、インボイスといえば主に海外への輸出入における送り状と計算書、請求書、納品書などの役割を兼ね備えた書類であると認識していることと思います。

一方国税庁では、こうした認識とは異なり、インボイスを売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものと定義しています。

「インボイス制度」が導入されれば、請求書や納品書の発行について所定の要件を満たした記載が求められることとなります。

具体的には、現行の「区分記載請求書等保存方式」における要求事項に加え、「適格請求書等発行事業者」としての登録を行なったうえで、請求書等とその登録番号を記載することなどが求められるようになります（図表1）。

インボイス制度導入による 影響とは

(1) 消費税額の算出方法

インボイス制度導入の影響に先

図表1 インボイス制度の導入によって請求書に求められる記載事項

請求書		
株式会社〇× 御中		20xx年10月31日
10月分請求金額 156,700円		
日付	品名	金額(円)
10月2日	業務用ワイン※	6,480
10月2日	小麦粉※	3,240
10月5日	保存袋	5,500
⋮	⋮	⋮
合計		156,700円
内訳		10%対象 計5,500円 (内消費税 500円)
		8%対象 計151,200円 (内消費税 11,200円)

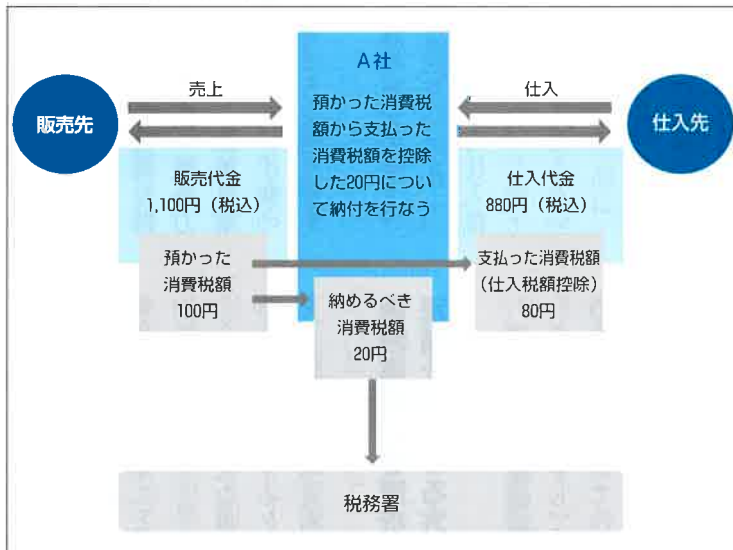
※：軽減税率対象品目

① ② △☆フーズ株式会社

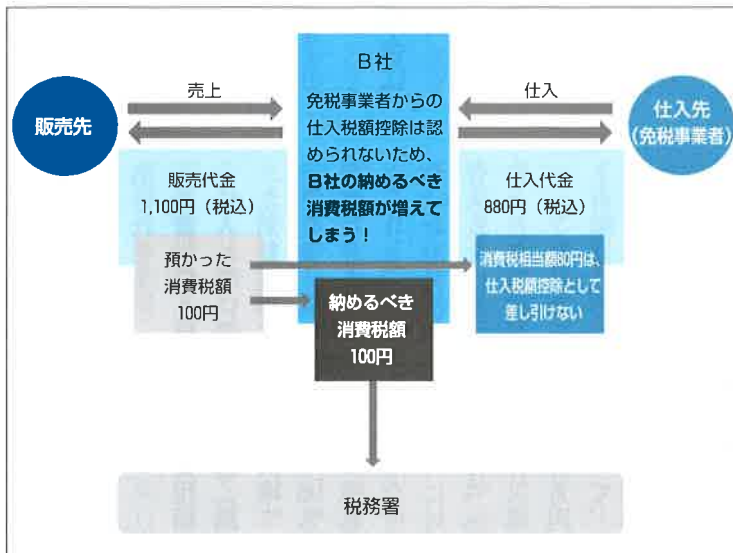
③ 登録番号：T1234567890123

▲現行の「区分記載請求書等保存方式」では軽減税率対象品目についてはその旨(①)および税率ごとの取引金額の合計(②)の記載が求められるが、インボイス制度ではこれに加えて「適格請求書等発行事業者」としての登録番号(③)の記載が求められる

図表2 現行の消費税額



図表3 インボイス制度において仕入先が免税事業者であった場合の消費税額



立ち、まずは消費税額の算出方法について説明します。

消費税額は、基本的に次の算式によって算出されます。

・消費税額Ⅱ預かった消費税額Ⅰ
支払った消費税額(仕入税額控除)

たとえば、A社が税込880円(消費税額80円)で仕入れた商品(消費税額100円)を1100円(消費税額100円)で売り上げた場合を考えてみましょう。この場合、顧客から預かった消費税額は100円となり、一

方で仕入時に支払った消費税額は80円となりますので、算出される消費税額は100円-80円=20円となります。

なお消費税額の算出において、仕入時に支払った消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といいます(図表2)。

(2) 益税とは

現行、消費税の納税義務を負うのは、原則的に課税期間の基準期間(2期前)における課税売上高が1000万円を超える事業者に

限られます(正しくは特定期間の概念などもあります)。ここでは細かい説明は割愛します。

一方で、基準期間における課税売上高が1000万円以下となるような小規模の事業者について消費税は免税となります。

免税事業者は、前述の場合において、仕入時には80円分の消費税を支払う一方、売上高に含まれる消費税相当額の100円は手許に残ることになるため、100円-80円の差額の20円は免税事業者の

利益になります。これを「益税」といいます。

(3) インボイス制度導入により、益税にメスが入る!

今回のインボイス制度導入の目的は、この消費税における益税の解消にあるともいわれています。

免税事業者が益税を享受できるのも徐々に終了となりそうです。具体的には、仕入先が免税事業者である場合、インボイスの発行ができないことから、仕入税額控除は認められない方向となります。